

# 短期移住政策の充実を

空き家等を活用した取り組みを

制野 征男 議員

民間住宅でも空き家が目立っていますが、短期移住政策に活用できるはずですので、担当課で取り組みの準備に入るべきではないでしょうか。

## 質問

教員住宅、町常住宅、一軒家の空き家が目立っており、利活用について本気で取り組む必要があります。離島であること、夏涼しく、冬温暖という地域性を活かした短期移住策を充実させるべきです。空いている教員住宅、町常住宅で即利用できる戸数と、その場合、寝具・電化製品を整える年次計画を立てるべきではないでしょうか。

## 現状を把握し効果的な対策を検討

新村 卓実 町長

## 答弁

5月末日現在で、教員住宅で全69戸のうち、18戸が空いており、用途廃止予定が10戸のため、8戸が即利用可能となっております。また、町営住宅では全209戸のうち、27戸が空いており、25戸が即利用可能となっております。

教員住宅は、教員住宅に入居していない持ち家・同居が5戸世帯あり、改廃を見込むと実質的に供用できない状況です。

また、町営住宅も、一般町民や転入者などへの供用を考慮すると、多くない空き戸数と感じておりますので、今後の状況下、種々検討していきます。

空き家については、全国において増加しており、当町でも同様の状況にありますが、空き家に関する現状把握ができていないため、効果的な施策を展開するためにも、丁寧な把握に努めたいと考えております。その結果を踏まえ、他の先行地域を参考に、町内関係機関の協力を得ながら、短期移住政策、体験移住「ちよつと暮らし」を含めた効果的な対策の検討を行って参りたいと考えております。

令和元年6月6日に開会された「第2回奥尻町議会定例会」で次の事項について審議しました。

## 補正予算 (一般会計)

●令和元年度奥尻町一般会計補正予算(第2号)

……原案可決

繰入金

262万8千円

町債

350万円

〔歳出〕

総務費

565万円

民生費

199万9千円

衛生費

228万4千円

教育費

226万1千円

## 補正予算 (特別会計)

●令和元年度奥尻町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

……原案可決

歳入歳出予算の総額にそ

## 〔歳入〕 国庫支出金

606万6千円

れぞれ118万8千円を追加し、歳入歳出予算総額を2億280万2千円としました。

## 条例

●町長等の給料の特例に関する条例  
……原案可決

あわび種苗売払い並びに代金の回収方法で適切な対策を講ずることができず、町政に混乱を生じさせた責任として、3月定例会に上程されましたが、対応が軽微として否決されました。

今回、一層厳しい内容として上程され、可決されました。

●奥尻町基金条例の一部を改正する条例  
……原案可決

森林環境譲与税並びに北海道市町村振興協会設立40

周年記念特別事業による市町村防災・減災対策事業推進交付金を基金に積み立てるため、本条例の一部を改正しました。

●奥尻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
……原案可決

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い本条例の一部を改正しました。

●奥尻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
……原案可決

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い本条例の一

部を改正しました。

●「まなびじま奥尻」島留学応援条例の一部を改正する条例  
……原案可決

島留学生に対する昼食代について、今後消費税増税等により価格変動が想定されることから本条例の一部を改正しました。

●「まなびじま奥尻」寄宿施設設置条例の一部を改正する条例  
……原案可決

短期的な海外留学生を受け入れるために必要な入居使用料を定めるため本条例の一部を改正しました

## その他

●辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
……原案可決

平成31年度以降における奥尻辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しました。

●奥尻漁港（松江地区）区域内公有水面埋立てについて  
……原案可決

奥尻漁港（松江地区）整備計画に基づき漁港利用の効率的運用を図るため、公有水面の埋立てについて承認しました。

## 契約

●奥尻浄水場改修工事（機械・電気）請負契約の締結について  
……原案可決

契約の方法 指名競争入札  
契約の金額 9882万円

契約の相手方

新栄クリエイト株式会社  
工期 契約締結日の翌日から令和2年3月15日まで

## 議会運営委員会

(5月31日)

6月6日に開会する第2回定例会の議事運営について審議しました。

同委員会は、会期については1日とし、各団体から要請されていた意見書については1意見書について委員による提案とすることなどを決めました。

意見書を提出しました

次の意見書を関係機関に提出しました。

◎新たな過疎対策法の制定に関する意見書